

# 流山市農業委員会からの お知らせ(第13号)

編集・発行

平成28年3月1日  
流山市農業委員会事務局  
流山市平和台1-1-1  
TEL 04-7150-6102

## 農業委員会制度が変わります！

農業の成長産業化を目的として、農業が抱えている様々な問題解決のために、農協や農業委員会等の組織を大幅に改革する『農業協同組合法等の一部を改正する等の法律』が平成28年4月1日より施行されることに伴い、今後、『流山市農業委員会の委員の定数等に関する条例』を改正し、新たに定数を定めることとなります。また、新たな農業委員の選出は公選を廃止し議会の同意を要件とする市長の任命制になります。

農業委員会については、全国的に問題となっている農業の担い手不足や耕作放棄地の増加といった諸問題を解決するために、新たに農地の利用最適化という業務を必須業務として位置づけ、これらを実施するための農地利用最適化推進委員を新設するなどの改革が行われます。

(2~3面に詳細)



農業者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は農業委員会活動にご理解ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

昨年から今年にかけて、安倍内閣による農業の成長産業化に向けた農政改革や、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)の大筋合意等、農業関係者にとつては非常に大きな転機を向かえていると思えます。

これらの情勢を踏まえ、本市農業委員会としても、国や県の動向を見守りながら、本市農業のさらなる発展に向け、取り組んでいく所存でございます。

流山市農業委員長 高市 正義

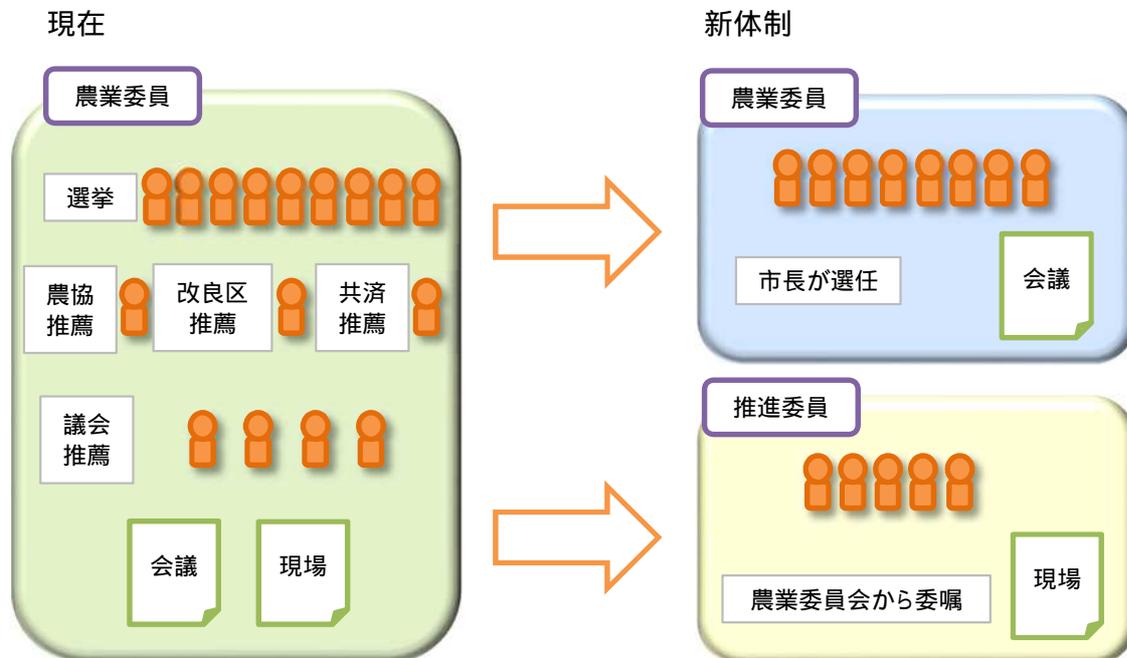
## 法改正による新体制について

4月1日から施行される改正農業委員会等に関する法律では、これまで選挙による委員と、農業団体や市議会からの推薦による委員を合わせて農業委員とする仕組みが変更され、農業委員は全員、農業者などからの推薦又は本人の応募を基に、市長が選任することになりました。

また、選任の際には、原則として過半数を認定農業者とする、農業者以外の者を入れる等の要件があります。更に、市長が恣意的にメンバーを選択することができないよう、選任の際には市議会での承認が必要となります。

さらに、新たに農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）を新設し、これまで農業委員の主な業務であった「会議での意思決定（農地法に基づく許可など）」と「現場での利用調整（利用集積など）」を分担し、主に会議での意思決定を行う農業委員、主に現場での利用調整を行う推進委員と分業することとされました。

推進委員については、農業委員と同様の推薦・応募を行い、農業委員会で委嘱を行います。



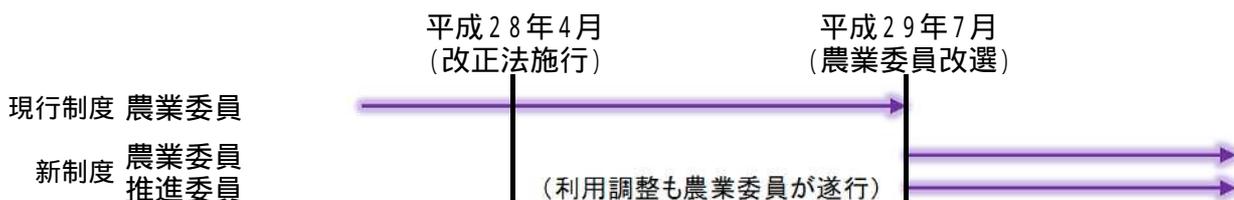
人数が未定のため、上記はイメージです。  
必要に応じて、農業委員の現場活動、推進委員の会議参加も可能です。

### 移行の時期について

現行の委員については、当初の任期まで職務を務めさせていただきます。

**平成29年7月19日の任期満了後、次期農業委員より、上記体制へと移行いたします。**

推進委員についても同様、平成29年7月より設置され、それまではこれまでと同様に、現在の農業委員により対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。



これら改正に伴い、新農業委員の定数及び推進委員の定数や報酬を決める条例を定める必要があります。

次回改選までに定めることとなっており、流山市では平成28年度中を目途に手続きを進めて参ります。

その際には、ご協力をお願いいたします。

## その他の主な改正点について

### ・農業生産法人の要件が緩和されます。

現在は、農業生産法人への出資については、農地の提供者や農業従事者等である必要がありますが、改正後は2分の1を超えない範囲に関しては誰でも出資可能になります。

また、法人の役員の過半数が農業に常時従事し、その過半数が直接の農作業に従事しなければなりませんでしたが、後段の直接の農作業の要件は無くなります。

これらの改正と合わせて、名称も農業生産法人から農地所有適格法人に変更となります。

### ・農地転用許可の許可権限が変更となります。

現在は、転用面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣許可となりますが、改正後は県知事の許可となります。

相談窓口や手続きの期間が変更となりますので、ご了承ください。

(許可の基準を変更するものではありません。)

---

## 平成28年度流山市農業施策に関する建議書を提出しました！

平成27年11月17日、本市農業委員会を代表し、高市会長、水代会長職務代理者及び総合農政検討委員会小田桐委員長、同石井副委員長から、井崎市長に「平成28年度流山市農業施策についての建議書」を提出しました。

建議書は、「流山市後期基本計画」に位置付けられた都市型農業に対応した農業経営の安定と振興のため、7つの個別施策を柱に各地域の農業委員が、農業者からの意見・要望等を考慮し、慎重に検討をいたしました。この結果、各個別施策の推進にあたり、37項目の実現に向けた措置をとられるよう建議しました。

また、建議の提出にあたっては、概要について委員長から市長に直接説明を行ったほか、学校給食や新川耕地問題等についての議論を交わしました。



▲ 市長に建議書を提出する農業委員

## 委員構成変更のお知らせ

農業委員会等に関する法律第11条により引用する公職選挙法第112条の規定により、繰り上げ当選となった酒巻 孝美委員が平成27年11月13日から新たに農業委員に就任いたしました。



酒巻委員

## 平成27年賃借料情報

### 平成27年賃借料情報

#### (1) 田(水稻)の部

締結(公示) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	10,300	12,800	5,300	74

#### (2) 畑(普通畑)の部

締結(公示) された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
流山市全域	13,200	21,000	7,000	31

平成27年1月から平成27年12月までに、締結(公示)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、上記のとおりです。

データ数は、集計に用いた筆数です。また、平均との差が極端に大きい場合(±70%以上)は計算から除外しております。

水稻で賃借料が物納支給の場合は、玄米30kg当たり5,500円に換算しています。

賃借料情報は、農地の賃貸借をする場合の目安となるよう、賃借料の情報を提供するものです。

あくまでも目安ですので、対象となる農地の条件等により当事者間の話し合いを通して、適正な金額を決めてください。

## 農地の貸し借りには農業経営基盤強化促進法に基づく手続きを！

この制度を利用すると、次のようなメリットがあります。

- ・市(農政課(平成28年4月1日より農業振興課))が関与するので、安心して貸し借りができます。
- ・農地法の許可が不要で、手続きも簡易です。
- ・期間が終わると自動的に解約されるため、トラブルになりにくいです。(双方の合意があれば、更新もできます。)

\* 借り手については、農業者としての一定の条件がありますので、農業委員会にお問い合わせください。

### 農業委員 恩田 一雄氏 逝去



平成26年7月20日付けで農業委員に就任されました恩田 一雄氏が、去る平成27年10月26日に逝去されました。享年65歳。

同委員は、違反転用対策委員会副委員長の要職など、農業委員会活動にご尽力をいただきました。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。

全国農業新聞を購読してみませんか

毎週金曜日発行  
B3版8~10頁建  
購読料:月700円[送料、税込み]  
(PR)

